

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

笠間市長 山口 伸樹 様

住所

届出者

氏名

都市計画法第 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
(2) 建築物の建築又は工作物の建設
(3) 建築物等の用途の変更
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 笠間市

2. 行為の着手予定日 令和 年 月 日

3. 行為の完了予定日 令和 年 月 日

4. 設計又は施工方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築 又は 工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築、工作物の建設) (新築、改築、増築、移転)					
	(ロ) 設計の概要		届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	
		(i) 敷地面積				m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
		(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		(iv) 高さ	地盤面から m			
		(v) 用 途				
(vi) 垣又はさくの構造						
(3) 建築物等の 用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		m ²			
	(ロ) 変更前の用途					
	(ハ) 変更後の用途					
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				

備 考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 建築物等の用途変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
4. 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

「石井北部・寺崎地区」建築物の制限に関する審査調書

代理人住所・TEL	TEL : _____
代理人氏名	
地区の区分名	専用住宅 A ・ B 、沿道サービス A ・ B 、沿道業務 、商業集積
接道する道路 (該当する場合のみ選択)	都)3・4・11来栖寺崎線 、都)3・4・12鉄砲町石井線 、国道50号

・ 代理人が届出をする場合、委任状を添付してください。

必 要 書 類

行 為 の 種 別	図 面	縮 尺	備 考
土地の 区画形質の変更	・ 案内図 ・ 区域図(公共施設配置図) ・ 設計図(平面図・断面図)	案内図は適宜 区域図は 1/1,000以上	
建築物・工作物の 建 築 用途変更 デザイン変更	・ 案内図 ・ 配置図 ・ 立面図 ・ 各階平面図(建築物)	設計図・配置図は 1/100以上 立面図・平面図は 1/50以上	立面図に最高の高さ及び軒高を表示し、屋根と外壁を着色のうえ、名称を記載する。 立面図は全面の状態が分かるものとする。

- ・ 届出と建築確認申請の両方が必要な行為については、建築確認申請に使用する図書のうち、上記に該当する図書を提出してください。
- ・ 上記の図書の他に、必要に応じて参考資料(敷地面積、建築面積及び延床面積の求積図等)を提出していただくことがあります。
- ・ 届出の行為(設計又は施工方法)を変更した場合には、変更届出書(添付図書を含む)を提出してください。
- ・ 届出書は2部(正・副)提出してください。

地区計画チェック表(規制内容は地区の区分により異なります。)

○建築物等に関する事項

	チェック項目	規制内容	実施内容	審査結果	備 考
条例 制限 事項	建築物等の用途				
	建ぺい率 (商業集積地区のみ)	%以下	%		
	敷地面積最低限度	m ² 以上	m ²		
	壁面の位置	m以上	m		
	建築物等の高さ	m以下	m		専用住宅地区は用途地域の制限による10m以下。
条例 規定 なし	建築物の 形態 又は 意匠	屋根の傾斜 (専用住宅地区のみ) 色彩(原色(赤青黄) を避ける)	屋根勾配 : / 屋根色 : 壁色 :		
	垣 又は さくの構造	生垣高さ : 1.5m以下 さく高さ : 1.2m以下			さくは道路側に植栽帯を設ける。
確認	建ぺい率(用途地域)	%以下	%		地域
	容積率(用途地域)	%以下	%		

○土地に関する事項(都市計画法第29条第1項により開発行為の許可を受ける行為は、届出不要)

チェック項目	内容	実施内容	市開発指導要綱 による同意	備 考
区画形質の変更	区画 形 質		要 ・ 不要	

※実施内容のみ記載してください。